

船橋市入札・契約事務運用マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、義務付けられた事項等について、船橋市の統一的な対応を図るため、次のとおり運用マニュアルを定めるものとする。

2. 毎年度の発注見通しの公表【当初分】

(法第7条)

- 1 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

(政令第5条)

- 1 地方公共団体の長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- 二 入札及び契約の方法
- 三 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）

- 2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

- 一 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

- 3 前項第2号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

- 4 第2項第2号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の3月31日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

[対応]

発注見通しの公表方法等は、以下により行うものとする。

① 対象工事

当該年度に発注する予定の工事のうち、予定価格が250万円を超える工事。
(ただし、公表時点で発注見通しのたたない工事は、除く。) ※注

② 公表様式

様式1により、公表するものとする。

③ 公表方法

公表は閲覧方式とし、契約課及び行政資料室において公表内容を記載したファイル等にて公表するとともに、船橋市ホームページ及びちば電子調達システムに掲載して公表するものとする。

④ 公表期間

公表後、当該年度の3月31日まで公表するものとする。

⑤ 公表時期

毎年度4月中旬を目途に、当該年度の発注見通しを公表するものとする。

※注

1. 発注見通しのたたない工事の事例

- ・当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ・当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議・調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ・当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ・当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ・災害発生期間中又は災害発生直後、又は事故等で緊急的に実施する工事（災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。）
- ・他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損害程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事
- ・国の補助事業について、交付決定がなされていない工事（ただし、交付決定前であっても、補助内示があり、市において予算措置されている等、発注時期を含めて、各公表項目について見通しのたっているものは公表するものとする。）

2. 公表後、新たに発注できる見通しのたった工事の扱い

4月の公表時点では見通しがたらず公表しなかった工事を10月の公表前に発注した場合は、10月の公表対象としない。

（仮に、当該発注が10月以降であれば、変更後の公表対象となる。）

3. 設計等コンサルタント（契約課発注分）の公表についての扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に義務付けられてはいないが、工事の公表の方法について準用するものとする。

3. 毎年度の発注見通しの公表【変更分】

（法第7条）

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

（政令第5条）

5 地方公共団体の長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

（政令第6条）

前条第2項から第4項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

[対応]

変更後の発注見通しの公表方法等は、以下により行うものとする。

- ① 対象工事
当初分と同様とし、発注予定時期が10月1日以降の工事。
- ② 公表様式
様式2により、公表するものとする。
- ③ 公表方法・期間
当初分と同様。
- ④ 公表時期
毎年度10月1日を目途に公表するものとする。

※注 設計等コンサルタント（契約課発注分）の公表についての扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に義務付けられては
いないが、工事の公表の方法について準用するものとする。

4. 入札及び契約の過程に関する事項の公表

(法第8条)

地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければ
ならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札
の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者
の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
(政令第7条)

1 地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当
該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第16
7条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を
有する者の名簿

二 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資
格及び当該資格を有する者の名簿

三 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が250万円を超えないもの及び公共の
安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密
にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅
滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号から第8号まで
に掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

一 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格
を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

二 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名
称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその
者を参加させなかった理由

三 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名
した理由

- 四 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- 五 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 七 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- 八 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
 - イ 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
 - ロ 自治令第167条の10の2第3項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
 - ハ 自治令第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - ニ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 4 前3項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 5 第5条第3項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
- 6 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

[対応]

公表を義務付けられた事項の公表方法等は、以下により行うものとする。

- ① 対象工事
全ての工事。

② 公表方法

公表は閲覧方式とし、契約課及び行政資料室において公表内容を記載したファイル等にて公表するとともに、船橋市ホームページ及びちば電子調達システムに掲載して公表するものとする。

③ 公表期間

公表した年度の翌年度末まで公表するものとする。

④ 公表時期

公表事項を定め、又は作成後、遅滞なく公表するものとする。

⑤ 公表事項

【有資格者名簿】

建設工事等入札参加有資格者名簿により、業者名、等級を公表するものとする。

【指名基準】

船橋市建設工事等指名業者選定基準及び船橋市建設工事等指名業者選定基準の運用基準を公表するものとする。

【一般競争入札参加資格】

地方自治法施行令第167条の6の規定に基づく公告を公表するとともに、ちば電子調達システムにより公表（公告期間のみ）するものとする。

【一般競争入札参加者名】

入札（見積）結果を公表するとともに、ちば電子調達システムにより公表するものとする。

【指名業者名】

指名入札（見積）公表書を公表するものとする。

【入札者名・入札金額・落札者名・落札金額】

入札（見積）結果を公表するとともに、ちば電子調達システムにより公表するものとする。

【最低制限価格未満の入札者名】

入札（見積）結果を公表するものとする。

【指名理由】

様式3により、公表するものとする。

【低入札価格調査を行い、次順位者等を落札者とした場合の決定理由】

様式4により、公表するものとする。

【一般競争入札に参加しようとした者のうち参加させなかった者の名称及び理由】

様式5により、公表するものとする。

【総合評価型において入札を行った場合の理由・落札者決定基準等】

入札結果の様式により公表するものとする。

※注 設計等コンサルタント（契約課発注分）の公表についての扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に義務付けられてはいないが、工事の公表の方法について準用するものとする。

5. 契約内容に関する事項の公表【当初分】

(法第8条)

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(政令第7条)

2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

九 次に掲げる契約の内容

- イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
- ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ニ 契約金額

十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

4 前3項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。

5 第5条第3項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

6 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

[対応]

契約内容の公表方法等は、以下により行うものとする。なお、随意契約を行った場合の契約の相手方を選定した理由の公表は、様式8により公表するものとする。

① 対象工事

全ての工事。

② 公表事項

- ・契約業者名、住所
- ・工事の名称、場所、種別、概要（様式6を添付し公表）
- ・工事の着手時期及び工事の完成時期
- ・契約金額

③ 公表様式

様式7により、公表するものとする。

④ 公表方法

公表は閲覧方式とし、契約課及び行政資料室において公表内容を記載したファイル等にて公表するものとする。

⑤ 公表期間

公表した年度の翌年度末まで公表するものとする。

⑥ 公表時期

契約締結後、遅滞なく公表するものとする。

※注 設計等コンサルタント（契約課発注分）の公表についての扱い

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に義務付けられてはいないが、工事の公表の方法について準用するものとする。

6. 契約内容に関する事項の公表【変更分】

（政令第7条）

3 地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第9号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

[対応]

当初公表した契約内容について、契約金額の変更を伴う契約変更をした場合の変更後の契約内容の公表方法等は、以下により行うものとする。

① 公表事項

- ・工事の名称、場所、種別、概要
- ・工事の着手時期及び工事の完成時期
- ・契約金額、変更契約金額
- ・変更理由（様式9を添付し公表）

② 公表様式

様式10により、公表するものとする。

③ 公表方法・期間・時期

当初分と同様。

7. 不正行為等に対する措置等

(1) 公正取引委員会への通知

（法第10条）

各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

[解説]

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の以下に該当する行為があると疑うに足る事実（以下「不正行為等の事実」という。）があるときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

- ・私的独占又は不当な取引制限の禁止（独占禁止法第3条）
- ・事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的な制限（独占禁止法第8条）

[対応]

談合情報対応マニュアル（平成7年12月1日施行）に基づき対応するものとする。

(2) 国土交通大臣又は都道府県知事への通知

(法第11条)

各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第8条第9号、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）、第13号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第14号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号（同法第22条第1項に係る部分に限る。）若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- 二 第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第19条の5、第26条第1項から第3項まで、第26条の2若しくは第26条の3第6項の規定に違反したこと。

[解説]

建設業法（以下「業法」という。）の以下に該当する不正行為等の事実があるときは、当該建設業者を許可した行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）及び当該事実に係る営業が行われている区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

- ・暴力団員等の関与（業法第8条第9号、第11号から第14号）
- ・他法令違反（業法第28条第1項第3号）
- ・一括下請負の禁止（業法第28条第1項第4号）
- ・無許可業者との下請契約（軽微な工事を除く。）（業法第28条第1項第6号）
- ・元請となった建設業者が一般建設業者である場合における下請契約締結の制限（業法第28条第1項第7号）
- ・実情を知って、営業停止中又は営業禁止中の建設業者との下請契約締結（業法第28条第1項第8号）
- ・施工体制台帳の作成（業法第24条の8第1項）
- ・再下請の通知（業法第24条の8第2項）
- ・施工体系図の作成（業法第24条の8第4項）
- ・著しく短い工期の禁止（業法第19条の5）

- ・主任技術者又は監理技術者の設置等（業法第26条）
- ・専門工事に係る下請及び技術者の配置（業法第26条の2）
- ・特定専門工事に係る元請の技術者の要件（業法第26条の3第6項）

[対 応]

① 申告及び指導

工事を主管する部長は、不正行為等の事実があるときは、船橋市建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）第13条第1項の規定により市長に申告するとともに、当該建設業者に対し必要な指導を行うものとする。

② 建設業者への措置

市長は、工事を主管する部長の申告を受けたときは、指導要綱第13条第2項の規定により、必要に応じ、その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとする。

③ 通知

建設業者が建設業の許可を受けた、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

8. 適正な金額での契約の締結等のための措置

(1) 入札金額の内訳の提出（入札参加者への義務付け）

(法第12条)

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

[解 説]

入札参加者の入札金額に対し、積算した根拠を示す入札金額内訳書の提出が義務付けられた。

(2) 地方公共団体の長の責務

(法第13条)

- 1 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

[解 説]

安価な金額等により適正な施工が見込めない金額での契約締結の防止や不正行為を排除するため、入札金額内訳書の内容の確認、その他の必要な措置を講じることとなった。又、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生し、公

共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じることとなった。

[対 応]

① 最低制限価格等の設定

本市における建設工事の入札については、最低制限価格又は低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格判断基準価格を設定し入札を執行しており、適正な施工が見込めない金額での契約締結は行わないものとする。

② 不正行為の排除

不正行為が確認できた場合は、談合情報対応マニュアル（平成7年12月1日施行）に基づき対応するものとする。

9. 施工体制の適正化

(1) 一括下請負の禁止（受注者への義務付け）

(法第14条)

公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

[解 説]

一括下請負の禁止について、業法第22条第3項では「あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない」とされていたが、本条の規定により、公共工事については一括下請負が全面禁止とされた。

(2) 施工体制台帳の作成及び提出等（受注者への義務付け）

(法第15条)

- 1 公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第4項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。
- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（第17条第1項において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現

場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

[解説]

- ① 第1項は、施工体制台帳及び施工体系図の作成等について、業法では、締結した下請契約の請負代金の総額が政令で定める金額以上となる場合に作成等が義務付けられていたものを、本条の規定により、公共工事については下請契約を行った場合は作成等が義務付けられた。また、施工体系図の掲示場所について、業法では、工事現場の見やすい場所とされていたものを、本条の規定により、公共工事については工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示することが義務付けられたものである。
- ② 第2項は、施工体制台帳について、業法では、発注者の求めに応じて閲覧に供することとされていたものを、本条の規定により、公共工事については発注者への写しの提出が義務付けられたものである。
- ③ 第3項は、公共工事の受注者は、発注者から工事現場における技術者の設置状況その他の施工体制が施工体制台帳に合致しているかどうかの点検を求められた場合、これを拒んではならないとされたものである。

(3) 地方公共団体の長の責務

(法第17条)

- 1 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

[解説]

公共工事の発注者は、当該施工体制が施工体制台帳に合致しているかどうかについて、点検その他必要な措置を講じなければならない。

[対応]

- ① 点検は、様式11により、工事を主管する課長が行うものとする。
主な点検項目は以下のとおりである。
 - ・施工体制台帳
 - ・施工体系図
 - ・下請負契約書
 - ・再下請負通知書
 - ・標識等の掲示
 - ・技術者の配置状況
- ② 対象工事は、全ての工事とするものとする。
- ③ 点検結果に基づく必要な措置
点検の結果、必要のある場合には、工事を主管する部長は是正の指導を行うものとする。
なお、その後の処理状況は、前記7(2)の対応によるものとする。

(改正経緯)

平成13年	4月17日	制定
平成14年	4月25日	改正
平成15年	4月1日	改正
平成16年	4月1日	改正
平成19年	4月1日	改正
平成20年	4月1日	改正
平成21年	6月12日	改正
平成23年	4月1日	改正
平成26年	4月1日	改正
平成28年	4月1日	改正
平成28年	9月15日	改正
平成29年	4月1日	改正
平成30年	4月1日	改正
令和元年	5月1日	改正
令和2年	5月1日	改正
令和3年	4月1日	改正
令和4年	4月1日	改正
令和5年	1月1日	改正
令和7年	2月1日	改正
令和7年	4月1日	改正

様式1 (毎年度の発注見通しの公表・当初分)

年度発注予定工事

公表年月日

NO	入札方式	工種業種	工事名	工事場所	工事概要	工事期限	発注・入札予定時期
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式2 (毎年度の発注見通しの公表・10月以降分)

年度発注予定工事

公表年月日

NO	入札方式	工種業種	工事名	工事場所	工事概要	工事期限	発注・入札予定時期
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式3

建設工事指名業者選定理由 (指名競争入札)

1. 指名審査会決定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
2. 工事名 _____
3. 工事場所 _____
4. 入札年月日 _____
5. 工事担当課 _____
6. 工事コード _____ 7. 業種 _____

建設工事指名業者選定基準	評価項目	評価
(1) 等級別発注基準		ランク
(2) 発注基準に対する特例		
(3) 指名業者数		者
(4) 指定業者選定にあたっての留意事項		
1. 工事成績・業務成績		
2. 当該建設工事等に対する地理的条件		
3. 手持ち建設工事等の状況		
4. 当該建設工事等についての技術的適正		
5. 安全管理の状況		
6. 労働福祉の状況		

低入札価格調査結果

(低入札価格調査を行い、次順位者等を落札者とした場合の決定理由)

入 札 日	年 月 日 ()	
工事コード		
工 事 名		
工 事 場 所		
予 定 価 格		
低入札調査基準価格		
業 者 名	落 札 者	最低価格者で落札者としなかった者
入 札 金 額		
調 査 項 目	<ol style="list-style-type: none"> 1. その価格により入札した理由 2. 入札価格の積算内訳書 3. 契約対象工事付近における手持ち工事の状況 4. 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況 5. 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関係 (地理的条件) 6. 手持ち資材及び手持ち機械数の状況 7. 資材購入先及び購入先と入札者との関係 8. 労務者の具体的供給見通し 9. 建設副産物に関する事項 10. 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 11. 経営状況及び信用状態等について (直近の決算の財務諸表等) 	
理 由		

様式5

一般競争入札不参加決定通知書
(参加除外理由書)

入札日	年 月 日 ()
工事コード	
工事名	
工事場所	
業者名	
住所	
理由	

様式6

工 事 概 要 書

工 事 年 度	
工事コード	
工 事 名	
工事場所	
概 要	

随意契約について

担当課	
-----	--

工事コード	
工 事 名	
工事場所	
種 別	
工事期間	
契約業者名	
住 所	
工事の概要	
随意契約の理由	
随意契約による節減額	円

様式9

変更契約理由書

工事年度	
工事コード	
工事名	
工事場所	
理由	

施工体制等点検表

作成建設業者名 _____

工事名 _____

I 事前点検

◎ 施工体制台帳等の整備状況の点検

点 検 事 項	チェック
1. 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか	
① 作成建設業者の建設業許可業種・許可年月日・許可番号	
② 社会保険等の加入状況（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）	
③ 建設工事の名称、内容及び工期	
④ 発注者（市）と請負契約を締結した年月日、当該発注者の名称及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
⑤ 発注者（市）が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）	
⑥ 監理（主任）技術者の氏名、その者が有する技術者資格（工種）及びその者が専任の技術者であるか否かの別	
⑦ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）	
⑧ 業法第26条第3項ただし書の規定により監理技術者の行うべき業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格	
⑨ 専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑩ 一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事状況	
⑪ 下請業者の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類	
⑫ 全ての下請業者の請け負った工事名称、内容及び工期	
⑬ 全ての下請業者が注文者と下請契約を締結した年月日	
⑭ 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等、当該監督員の行為についての下請業者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請業者に対する通知書の写し）	
⑮ 下請業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）	
⑯ 下請業者が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別	

⑰ 下請業者が専門技術者を置くときは、その者の氏名、担当する工事内容及びその者が有する主任技術者資格内容	
⑱ 1次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地	
⑲ 下請業者における一号特定技能外国人、外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の状況	
2. 施工体制台帳の添付書類は揃っているか	
(1) 2次以下の下請業者を含め、全ての請負契約書の写しが提出されているか確認（全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）	
ア 建設工事標準下請契約約款を使用 イ 同約款に準拠した内容を持つ下請契約書を使用している ウ その他	ア・イ・ウ
(2) イ又はウの場合、下請契約書に業法第19条にある全ての事項が含まれているか	
① 工事内容	
② 請負代金の額	
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期	
④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容	
⑤ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法	
⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め	
⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め	
⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更	
⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め	
⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期	
⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法	
⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容	
⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑮ 契約に関する紛争の解決方法	
⑯ その他国土交通省令で定める事項	
(3) 監理（主任）技術者又は監理技術者補佐が監理（主任）技術者資格又は監理技術者補佐資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写し）	
(4) 監理（主任）技術者又は監理技術者補佐が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書等の写し） （別記1参照）	

(5) 作成建設業者が請け負った建設工事に関し主任技術者又は専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し(別記1参照)	
3. 再下請負通知書は提出されているか、又記載事項に不備等はないか	
4. 再下請負通知書の社会保険等の加入状況(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	
5. 元請の施工範囲等を確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等)	
6. 一括下請に該当すると思われる請負契約関係はないか	
7. 不必要な重層下請となっていないか	
8. 上請け、横請けの可能性の確認	
9. 下請業者の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないか	
10. 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が5,000万円(建築一式工事にあつては8,000万円)以上になっていないか	

II 現場点検

◎ 現場における標識、施工体制、技術者等の点検

1. 標識等の点検

点 検 事 項	チェック
① 下請業者が再下請を行う場合に再下請通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示の確認	
② 発注者(市)から建設工事を直接請け負った建設業許可を持つ建設業者が建設業許可に関する標識を掲示しているかの確認	
③ 建退共制度導入事業者であることの標識(シール)の掲示及び証紙の配布状況の確認	
④ 労災保険に関する掲示の確認	

2. 施工体制等

点 検 事 項	チェック
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	
(2) 発注者(監督員)に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか	
(3) 施工体系図は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されているか	
(4) 元請業者の直営部分の施工状況の確認	
① 事前点検時に一括下請等の可能性がある場合については、より詳細に確認	
② 直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認	
(5) 下請業者が工事の一部を再下請に出している場合、下請業者の直営部分の施工状況を確認	
(6) 下請業者の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないか確認	
(7) 元請企業が下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業への指導を行っているか確認	

3. 監理（主任）技術者等の配置状況

点 検 事 項	チェック
(1) 監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の現場専任制等について（監理技術者に対しては、資格者証の提示を求める）	
① 当該監理（主任）技術者（特例監理技術者を除く。）又は監理技術者補佐の現場専任制の確認	
② 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐が、施工体制台帳等に記載された技術者と同一人物であることの確認	
③ 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認（別記1）	
④ 当該監理（主任）技術者又は監理技術者補佐の能力及び実質的な関与の状況の確認（別記2）	

4. 下請業者の使用状況

点 検 事 項	チェック
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないか	
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請負契約書に同じか	
(3) 下請業者が置く主任技術者の現場専任制等について	
① 当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額が4,500万円以上、建築一式工事にあつては9,000万円以上）	
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認	
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認（別記1）	
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認（別記2）	

(別記 1)

<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none">① 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書）② 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称③ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 <p>監理技術者補佐：以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none">① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 <p>主任技術者及び専門技術者：以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none">① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称	<p>備考</p> <p>「直接的な雇用関係」とは、「監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要(在籍出向者、派遣社員は認められない。)</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認</p> <p>監理技術者：以下のいずれかにより確認</p> <ul style="list-style-type: none">① 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書）② 健康保険被保険者証の交付年月日 <p>監理技術者補佐：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p> <p>主任技術者及び専門技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>	<p>備考</p> <p>「恒常的な雇用関係」とは、①「一定の期間にわたり、当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができること」をいい、本市が発注する公共工事における専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>所属建設業者から入札の申込みのあった日(指名競争又は一般競争入札に付す場合であって入札の申込みを伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に3か月以上の雇用関係のあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更(契約書又は登記簿の謄本等により確認)があった場合には、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。</p>

(別記 2)

<p>技術者の実質的関与についての確認方法</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認
